

事務事業名		給水装置工事設計審査等事務		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業 <input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業			
政策体系	政策名	04 潤いに満ちた快適な都市環境の創造		事業期間			
	施策名	20 良好な生活空間の創造					
	基本事業名	02 上水道・簡易水道の整備		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 年度～)			
根拠法令		水道法、水道事業給水条例、同施行規則、市指定給水装置工事事業者規定		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入			
所属	部課名	水道事業所		予算科目 会計 款 項 目 事業 水道 01 01 02 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 <input checked="" type="radio"/> E 一般(A～D以外)			
	課長名	千葉 洋一					
	係名	工務給水係	電話			0192-27-3111	
	担当者	熊谷健司	内線			176	

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)		全体計画(※期間限定複数年度のみ)	
給水装置工事の設計審査、工事検査及び申込みに伴う手数料の調定、徴収を行なう。なお、事業費は現地確認及び工事検査に要する車両経費や発送経費である。 主な業務内容 ①給水装置工事申込書及び指定給水装置工事事業者工事承認申請書を受領する。 ②給水装置の構造や材質、施工内容また利害関係が適当か審査する。 ③設計審査で許可承認を得た後、指定給水装置工事事業者にその旨を連絡し、工事着手となる。 ④新規等の場合、配水管等が道路等に埋設されているため、新たな分岐の際、占用申請を行う。 ⑤給水装置工事が新規等の場合、水道メータを設置させ、給水量を計量する。 ⑥工事完了後、指定給水装置工事事業者から工事検査の申込みを受け、検査を行う。 ⑦設計審査・工事検査の申込みがあった月末に手数料の調定を起し、納入通知書を発行する。 ⑧指定給水装置工事事業者を通じて、手数料を徴収し、納入を確認する。		総投入量(千円) 事業費 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位 ア 給水装置工事設計審査申込件数 件 イ 給水装置工事検査申込件数 件 ウ	
前年度実績(前年度に行った主な活動) 給水装置工事申込書及び指定給水装置工事事業者工事承認申請書を受領し、設計審査・許可承認を得て、施工に至り、メータを設置させ、工事検査を行う。設計審査・工事検査の申込による手数料の調定、徴収及び納入確認する。		今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年度と同様	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
給水装置工事申込者及び指定給水装置工事事業者		名称 単位 カ 指定給水装置工事事業者 件 キ ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
適正な工事をしてもらう。		名称 単位 サ 給水装置工事設計審査承認件数 件 シ 給水装置工事未・再検査件数 件 ス	
④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
安全な水が供給される。			

(2) 総事業費・指標等の推移									
		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(目標)	2年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円						
		都道府県支出金	千円						
		地方債	千円						
		その他	千円						
		一般財源	千円	110	221	107	101	100	220
	事業費計(A)		千円	110	221	107	101	100	220
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
		人件費計(B)	千円	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
		トータルコスト(A)+(B)		千円	6,710	6,821	6,707	6,701	6,700
⑤ 活動指標									
		単位							
		ア 件	897	606	567	398	400	300	
		イ 件	901	664	634	415	410	310	
		ウ							
⑥ 対象指標									
		カ 件	153	137	138	139	138	138	
		キ							
		ク							
⑦ 成果指標									
		サ 件	897	606	567	398	400	300	
		シ 件	183	156	110	78	70	60	
		ス							

事務事業ID	0311	事務事業名	給水装置工事設計審査等事務
--------	------	-------	---------------

<b>(3) 事務事業の環境変化・住民意見等</b>	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	給水装置及び給水装置工事の適正化を図るため、昭和34年度から実施した。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	従来、水道事業者ごとの指定要件で給水装置工事事業者を指定していたが、規制緩和によって、平成10年から指定要件が全国的に統一され、現行制度が施行された。現在は、施行前に比べ約6倍も指定事業者数が増加した。このことにより、工事業者の広域的な事業展開が進み、工事費の抑制が図られた反面、施工技術の低下や工事業者の実態把握が困難となるなどの課題がみられる。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	給水装置工事申込者及び指定事業者から、設計審査・工事検査手数料の金額が高いと言われる。(簡易な改造工事の場合) また、設計審査の許可に時間がかかると言われる。

**2 評価の部(SEE) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価**

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	給水装置工事の設計審査・工事検査は、給水装置の適正化につながり、その結果、上水道の整備による快適な都市環境の創造につながる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	水道は公営事業であり、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が基準に適合することを、市が確認する必要がある。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	給水装置工事は、給水装置の構造及び材質が基準に適合することを確保するため、給水区域において適正に施工できると認められる指定給水装置工事事業者しか対象とならず、また、市で確認することにより、適正な工事が行われる。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	給水装置工事を施工するにあたり、設計審査申込率が100%、また工事検査の未・再検査率が0%になるまで、指導する必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準の確保がされず、水質汚染や漏水等の事故の恐れがあり、市民への安全で安定した水の供給がなされない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	書類審査及び現地確認等に係る人件費、車両燃料費がすべてである。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	基本的に現地検査を実施するが、工事検査の簡素化を図るため、簡易な工事の場合は写真検査(書類検査)を行うことにより、現場への移動時間を削減できる。なお、設計審査や工事検査は、水道技術管理者の監督のもと、技術的な専門性や公平さが求められることから、水道事業所員以外は考えられない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	給水装置工事に係る設計審査・工事検査手数料は、給水装置工事申込者、いわゆる受益者にしか発生しない。

**3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)**

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																		
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) → 3 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	成果	向上			維持	●	×	低下	×	×
	コスト																		
	削減	維持	増加																
成果	向上																		
	維持	●	×																
	低下	×	×																
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 給水装置設置の適正化を図るとともに、簡易な検査の簡素化等に努め効率性を高める必要がある。																			

**4 課長等意見**

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	当業務は、市民の水道使用に関する最も基本的段階の業務であり、震災後、申請件数が増加しているが、確実な審査によって、水道水の安定的供給に資するものである。